（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準
基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(2)の基準
基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(3)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令第１条第１項第３号ロの基準
（複合建築物）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
（ＢＥＩの基準値　　）
（住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号イ(1)の基準
□基準省令第１条第１項第２号イ(2)の基準
□基準省令第１条第１項第２号イ(3)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外

【14. 備考】　（略）

（略）

（注意）

１．・２．　（略）

３．第二面関係

①～⑤　（略）

⑥　【13. 建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、【６．建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

⑴～⑷　（略）

（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準
基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(2)の基準
基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(3)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令第１条第１項第３号ロの基準
（複合建築物）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
（住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号イ(1)の基準
□基準省令第１条第１項第２号イ(2)の基準
□基準省令第１条第１項第２号イ(3)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外

【14. 備考】　（略）

（略）

（注意）

１．・２．　（略）

３．第二面関係

①～⑤　（略）

⑥　【13. 建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、【６．建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

⑴～⑷　（略）